

子育てサポートブック広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市が発行する子育てサポートブックに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 子育てサポートブックに掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか市の広報紙に掲載する広告として市長が適当でないとするもの

(広告の大きさ及び掲載位置)

第3条 広告の大きさは、1件当たりA5サイズ(以下「1種広告」という。)とする。ただし、同一ページの隣り合う2つの広告を1件の広告(以下「2種広告」という。)とすることができる。

2 広告の掲載位置は、子育てサポートブックの発行を所管する課の長が決定する。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1種広告1件当たり15,000円、2種広告1件当たり25,000円とする。

(掲載申込)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、子育てサポートブック広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、子育てサポートブック広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載可否の決定は、申込者が多数のときは、芦屋市有料広告の取扱に関する要綱第5条の広告の掲載順位とし、同順位の場合は抽選とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第7条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、14日以内に市の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(広告の版下作成)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載料金の納入を確認後、直ちに広告案を基に版下の作成を業務委託業者に依頼する。この場合において、広告案の版下作成に別途経費が必要となる場合は申込者が負うものとする。

(申込者の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第10条 広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。